

四日市港管理組合公報

第1088号

令和4年8月9日

火曜日

目次

告 示

○所有者不明の放置艇に対する簡易代執行に係る保管船舶の返還に関する

告示

(港営課) 2

告 示

四日市港管理組合告示第7号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第3項及び四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例第19条第2項の規定に基づき、所有者不明船舶を保管及び管理していますので、同法第56条の4第4項及び同条例第19条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和4年8月9日

四日市港管理組合管理者

三重県知事 一見 勝之

1 船舶の名称または種類、形状及び数量等

番 号	名称または種類 形状及び数量	放置されていた場所	撤去した日時
①	幸昌丸 船舶 船舶番号不明 1隻	四日市市千歳町 千歳町5号物揚場	令和4年7月25日 14時00分
②	第二昭福丸 船舶 243-27568 (ME3-45773) 1隻	四日市市富田浜町 四日市港海岸富田地区護岸前	令和4年7月25日 10時00分
③	ハヤブサ 船舶 240-149 1隻	四日市市富田一色町 富洲原運河南物揚場	令和4年7月26日 10時00分
④	GOHOST 船舶 240-916 1隻	四日市市富田一色町 富洲原運河南物揚場	令和4年7月26日 10時21分
⑤	勝丸 船舶 243-26088 1隻	四日市市富田一色町 富洲原運河南物揚場	令和4年7月26日 10時57分

2 船舶の保管を始めた日時

- ① 令和4年7月25日16時00分
- ② 令和4年7月25日10時37分
- ③ 令和4年7月26日10時17分
- ④ 令和4年7月26日10時33分
- ⑤ 令和4年7月26日11時10分

3 船舶の保管場所

- ① ② 四日市市霞二丁目地先（霞ヶ浦埠頭 30 号岸壁）
- ③ ④ ⑤ 四日市市富田一色町地先（富洲原運河南物揚場）

4 保管した船舶の返還

(1) 返還期限

令和4年1月26日まで。ただし、令和4年10月26日までに返還の申出がない場合には、船舶を売却してその代金を保管し、又は船舶を廃棄することがある。

(2) 返還の申出及び問合せ先

四日市市霞二丁目1番地の1 四日市港管理組合 経営企画部 港営課
海務・放置艇対策担当 電話 059-366-7015

(3) 費用負担

船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶の保管を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者、その他当該措置を命ずべき者の負担とする。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
